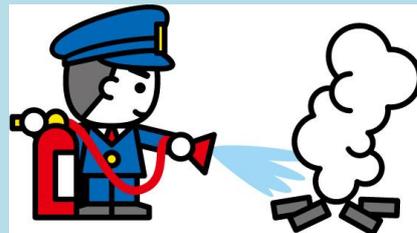


消火器の技術上の 規格省令が改正されました

消火器のラベル表示が変更になりました。（平成23年1月1日施行）

消火器の種類によっても異なりますが、主に次の表示が記載されています。

- 住宅用、業務用などの表示
- 消火器の区別（加圧式・蓄圧式）「住宅用は蓄圧式です」
- 標準的な使用期限
- 使用時の安全な取扱いに関する事項
- 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- 点検に関する事項
- 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- 消火器が適応する火災の絵表示等の図示



なお、旧規格の消火器は平成33年12月31日まで防火対象物（飲食店、店舗、学校等）に設置することができます。

点検の見直し（平成23年4月1日施行）

- 蓄圧式の消火器の内部及び機能点検の緩和
（製造年から3年毎の点検を、5年毎へと緩和するもの）
- 製造年から10年経過した消火器等に耐圧性能点検の追加

なお、一般住宅へ設置してある消火器の点検義務はありませんが、業務用消火器で本体容器に腐食が認められたもの若しくは製造年から10年を経過している消火器を設置しているお宅は、耐圧性能点検若しくは住宅用消火器への買い替えを推奨します。

住宅用の消火器について

一般のご家庭には、業務用ではなく「住宅用消火器」の設置を推奨します。

これは、消火器は日常的に用いられる製品ではありませんので、設置後は長年存置されたまま、ユーザーによる基本的な保守管理もなされない事が多く、この傾向は住宅において顕著とされています。

老朽化消火器の放射操作時に本体容器が急激に加圧される「加圧式」は、「蓄圧式」との比較において、人的被害につながる危険性が相対的に高い状況にあります。

そのため、「蓄圧式」で消火薬剤の交換ができない構造となっている「住宅用消火器」を推奨するものです。

今回の改正により「住宅用消火器」である事が表示されることとなりましたので、その表示を参考にお買い求め下さい。

消火器関連情報

[老朽化消火器の破裂事故を踏まえた安全対策（総務省消防庁 PDF）](#)（外部リンク）

消火器を設置・使用する方は、消火器の区分による特徴や維持管理方法などを把握して、いざというときに使用できるよう保守管理を行いましょ

訪問業者による悪質な販売

主に一般の家庭や小規模の事業所等、また老人や一人暮らしの家をねらって、巧妙な手口により強引な購入斡旋や消火器の点検を実施し高額な料金を請求するという事件が発生しています。

まずは、不用意に購入することなく、相手の身分を確認することが必要です。

消防署では消火器の販売は行っておりません。 消防職・団員を名乗る見かけない業者の場合は、すぐに消防署に確認の電話をください。



廃消火器リサイクルシステムが始まっています。

消火器の処分は、（社）日本消火器工業会が地域の販売代理店（特定窓口）と協力して行っていますので、お近くの窓口へお問い合わせ下さい。

※リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。

印西市・白井市のリサイクル申込み窓口

（最新の窓口情報は、<http://www.ferpc.jp/accept/>で検索できます。）



お問い合わせ先

（社）日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）

TEL 03-5829-6773 ホームページ <http://www.ferpc.jp>